

# 兵庫県立姫路特別支援学校PTA会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、兵庫県立姫路特別支援学校PTA（以下「本会」という）という。

### (事務局)

第2条 本会の事務局を兵庫県立姫路特別支援学校（以下「学校」という）におく。

### (目的)

第3条 本会は学校、家庭及び地域社会と密接な連絡協力のもとに、知的障害児の教育を推進し、健全な成長を図るとともに、会員相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

### (活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

学校と家庭及び地域社会との連絡を密にして児童生徒の健全な育成を図る。

- 2 会員は常に児童生徒の愛護に留意し、生活の向上ならびに教育環境の改善につとめる。
- 3 会員としての研修を深める。
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

### (方針)

第5条 本会の方針は次のとおりとする。

本会は子供の幸せを願う団体として活動し、営利的、宗教的、政治的色彩を持たない。

- 2 学校の人事、その他学校の運営管理には干渉しない。
- 3 兵庫県特別支援学校知的障害教育校PTA連絡協議会に加入する。

## 第2章 会員

### (構成)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 学校の教職員

### (権利と義務)

第7条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

### (会費)

第8条 本会の会員は所定の会費を納入しなければならない。

### 第3章 役員

#### (役員)

##### 第9条

1 本会の役員、理事は次のとおりとする。

本部役員、役員、理事、その他に関しましては、令和8年度任意加入に伴い、令和7年度PTA役員で協議の上、秋にPTA臨時総会（書面議決）を行います。

#### (選任)

第10条 役員を選出は次による。

本部役員、役員、理事の選出に関しましては、令和8年度任意加入に伴い、令和7年度PTA役員で協議の上、秋にPTA臨時総会（書面議決）を行います。

#### (任期)

第11条 役員の任期は次のとおりとする。

本部役員、役員、理事の任期に関しましては、令和8年度任意加入に伴い、令和7年度PTA役員で協議の上、秋にPTA臨時総会（書面議決）を行います。

(任 務)

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表し会務を統括するとともに各会議を主宰する。議長については会長または副会長があたる。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは、その代理をする。
- 3 会計は、経理事務を処理し、本会の財産を管理する。
- 4 庶務は、会長の意向にそって本会の運営に必要な事務的処理を行う。
- 5 書記は、すべての会の活動状況を記録する。
- 6 理事は、理事会を構成し会務を分担するとともに総会において議決された予算並びに方針に基づいて本会の運営にあたる。
- 7 会計監査は、会計経理を監査する。
- 8 顧問は、必要に応じ会長の諮問に応じる。

第4章 会 議

(会 議)

第13条 本会は、次の会議をおき、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 役員会、本部役員会
- (3) 理事会

(総 会)

第14条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関で、毎年定例の定時総会を開く。但し、理事会の請求または会員の3分の2以上の要求のあったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(決議事項)

第15条 総会で決議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 予算の審議・承認
- (2) 決議の承認
- (3) 役員を選任と承認
- (4) 事業の計画と報告
- (5) 本会則に定められた権限事項
- (6) その他、特に重要な事項の審議

(理事会)

第16条 理事会は、会長・副会長・会計・庶務・書記・理事・顧問をもって組織し、必要事項を審議する。緊急やむを得ない場合は総会に代わって議決することができる。但し、議決された事項については次の総会において報告しなければならない。

(議 決)

第17条 会議は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門部会)

第18条 本会の事業遂行を推進するため、理事会に必要に応じ専門部会等をおくことができる。

## 第5章 経理

### (経理)

第19条 本会の運営ならびに必要な経費は、会費その他の収入による。

### (執行)

第20条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づき執行する。

### (監査承認)

第21条 本会の会計は、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

## 第6章 慶弔

### (慶弔)

第23条 慶弔については別に規定を定める。

## 第7章 付則

### (事務)

第24条 本会の事務遂行上、必要に応じ事務員をおくことができる。

### (会則改正)

第25条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

### (細則)

第26条 本会則施行について必要あるときは細則を定めることができる。

### (施行日)

第27条 本会則は昭和50年6月2日より施行する。

平成 3年5月 2日改正

平成 8年5月 2日改正

平成11年5月 1日改正

平成16年5月11日改正

平成19年5月 8日改正

平成23年5月 6日改正

平成25年5月 2日改正

平成26年5月 2日改正

平成27年5月 2日改正

令和6年5月20日改正

令和7年5月16日改正

## P T A 慶弔規定

- 1 転退職 ① 教職員が転退職の場合 2,000円程度の記念品
- 2 見舞 ① 災害の場合は、役員間で協議する。  
ただし緊急の場合は会長または副会長にはかる。
- 平成 3年5月2日改正  
平成 8年5月2日改正  
平成12年5月1日改正  
平成19年5月8日改正  
令和 6年5月20日改正

## 旅費規定

- 1 会務出張の場合 実費旅費  
実費とは、自宅から起算して目的地までの往復旅費